

第五章 加入及脱退

本組合ノ目的及規約ニ賛同スルモノハ規定ノ手續キテ
得テ入會スルコトヲ得 但シ調査ノ上拒絶スルコト
アリ

本組合 入會セントスルモノハ入會申込書ニ據規定ノ事項ヲ
記入シ入會金及共月分ノ組合費ヲ捺シ本部
又ハ支部ヘ申込ム

本組合 脱退セントスルトキハ組合費及繳込金ヲ捺シ本
部又ハ支部支取ニ申出ル

本組合 各支取ニ入會及脱退スルモノハトキハ本組合
報告スルコト

第六章 會計

第十九条 本組合ノ入會金ヲ十兆トス

本組合 本組合ノ組合費ヲ一月三兆トス

本組合 一旦納付シテ但組合費ハ如何カ理由見テ返
戻セズ

本組合 本組合ノ組合費及入會金ハ本組合ノ經費ニ充
テ

本組合 本組合ノ會計ハ定期滿會ニ決算報告シテ
承認ヲ得ルモノトス

附則

本組合ニ願出者若干名ヲ選シ

日本労働組合評議会 労働組合